

月31日までに開始する各事業年度について現行の規定により収益の額および費用の額を計算することができるとともに、2018年

4月1日以後に終了する事業年度においてその計算をやめた場合の未計上収益額および未計上費用額を10年均等で計上する等の経過措置が講じ

られた(改正法附則28、33、改正令附則13、19(図表9))。

トの付与、契約における重要な金融要素、割戻しを見込む販売、消化仕入等が取り上げられている。

おわりに

収益認識会計基準の適用となる法人では、法人税と会計処理が異なる場合(契約時の回収不能、返品権付き販売、長期大規模工事、経過措期適用年度における割賦販売等の処理等)には税効果会計の適用への影響を検討する必要がある、法人税の処理が会計と一致する場合も会計処理を無条件で容認するものか、一定の要件の充足を前提とするものかを見極める必要がある。

また、法人税と消費税の処理が異なる取引については、システム対応への早い取組みが収益認識会計基準への移行をスムーズに行ううえで重要となる。

IV 法人税と消費税で収益計上額に差が出る？ 収益認識会計基準に伴う 消費税の改正と影響

消費税法の改正点 と経過措置

収益認識会計基準の導入への対応として、長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例の対象となる資産の譲渡等がリース譲渡に限定され(消法16)、リース譲渡を除く長期割賦販売等で延払経理処理を行った場合の消費税の課税時期の特例の廃止に伴う経過措置が手当てされた(改正法附則44)。これは法人税法における改正にあわせて消費税の取扱いも見直したものである。2018年4月1日以後の取引から適用される(改正法附則1)。

長期割賦販売等に係る資産の譲渡

等の時期の特例に関する経過措置では、2018年4月1日前に長期割賦販売等(リース譲渡を除く)を行った法人事業者について、2023年3月31日までに開始する事業年度に含まれる各課税期間について改正前の規定により資産の譲渡等を行ったものとみなすこと等ができることとし、2018年4月1日以後に終了する年または事業年度にその適用を受けられないこととした場合等において、法人税における10年均等で計上される収入金額または収益の額に係る部分について資産の譲渡等を行ったものとみなす等の経過措置が講じられた(改正法附則44)。

収益認識基準と消費税の収益計上額 が異なる場合

収益認識会計基準の導入への対応としては前記以外の改正は行われていない。これは消費税法の課税標準が値引きや割戻し等の控除前の取引価格であり、収益認識会計基準を適用した「取引価格(本会計基準8項)とは異なることによる。したがって、法人税と消費税では、収益の額や、収益計上時期が異なることが想定される。6月1日に国税庁から公表された「収益認識基準による場合の取扱いの例」では、収益計上額が異なる代表的な事例として、自社ポイン

荒井 優美子(あらい・ゆみこ)
PwC税理士法人
タックス・ディレクター
税理士・公認会計士
1996年中央クーパース・アンド・ライ
ブランド国際税務事務所(現在のPwC
税理士法人)へ入所、組織再編等の分
野でコンサルティングに従事。
主な著書に『企業組織再編税制のすべ
て』、『事業再編税務ハンドブック』、『資
本取引税務ハンドブック』(いずれも共
著、中央経済社)などがある。